

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇選管告示 選挙管理委員会の招集
選挙権を有する者の総数の三分の一の数及び
五十分の一の数

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 四月十六日 午後一時

二場所 久松閣

三議題

1 投票当日の視察について

2 その他

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条
第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者
の総数の三分の一の数及び五十分の一の数は次のとおり
である。

昭和三十年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙権を有する者の総数

三五四、五四四

選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一一八、一八二

五十分の一の数

七、〇九一

